

長崎県内の各自治体を実施する「中小企業の事業継続のための支援金」

令和4年4月19日現在

ホームページはこちら➔



実施団体	名称	申請期限	給付上限額	要件	問合せ先
長崎県	長崎県事業復活支援給付金	R4.7.29	20万円	○国の事業復活支援金の給付要件を満たしていること ○国の事業復活支援金を申請又は受給しており、その給付額を上回る売上減少が生じていること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	050-8881-6347
長崎市	長崎市中小事業者等一時金 (第4期)	R4.5.31	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2022年1月～3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	050-8882-8246
佐世保市	佐世保市事業者一時支援金	R4.5.31	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2022年1月～3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	0956-25-9710
島原市	島原市事業継続支援給付金 (第3次)	R4.5.31	25万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	0957-63-1111
諫早市	諫早市事業継続支援給付金 (第2期)	R4.5.31	法人100万円 個人20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること	0957-22-3520
平戸市	平戸市事業復活支援金	R4.6.30	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること	0950-22-9141

長崎県内の各自治体が実施する「中小企業の事業継続のための支援金」

令和4年4月19日現在

ホームページはこちら➡



実施団体	名称	申請期限	給付上限額	要件	問合せ先
松浦市	松浦市事業復活支援金	R4.5.31	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること	0956-72-1111
五島市	五島市事業継続支援金 (第4弾)	R4.5.13	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	0959-76-3350
雲仙市	雲仙市事業継続支援金	R4.6.30	30万円	○2022年1月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上減少していること	0957-38-3111
南島原市	南島原市事業応援支援金	R4.6.30	減少率20%～30%未満 個人20万円 法人30万円 減少率30%～50%未満 個人5万円 法人10万円 減少率50%以上 個人10万円 法人20万円	○2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上減少していること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	0957-82-3086
長与町	長与町事業継続支援金 (第6弾)	R4.6.7	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2022年1月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること	095-801-4304 095-801-4305
時津町	時津町事業継続支援給付金 (第3期)	R4.6.7	20万円	○国の事業復活支援金の給付対象事業者でないこと ○2022年1月～2022年3月のいずれかの月の売上高が前年、前々年又は前々前年の同月と比較して20%以上30%未満減少していること ○令和4年1月～3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	095-882-3801